

～保障を自由に再設計～

京商 はんなり 共済[®]

グループ保険生命共済制度

**加入年齢が
引き上げられました**

**新規加入は70歳まで
継続加入は80歳まで**

**24時間
365日保障**

業務上・業務外を問わず
不慮の事故から
病気死亡まで

小さな掛金で
事業主・役員・
従業員の万が一を保障
(40歳加入1口の場合)

男性 **324円**
女性 **290円**
(月額)

**商工会議所
独自の見舞金**

(生命保険ではありません)
(病気入院・事故通院)

**剰余金が
生じた場合は
配当金を
還元**

「生命共済制度(団体定期保険)」
(災害保障特約付団体定期保険)



京都商工会議所独自の見舞金制度

【ご意向(ニーズ)確認のお願い】生命共済制度(団体定期保険)

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット(「特に重要なお知らせ」を含みます。)に記載されているこの保険商品の保障内容、掛金、保険期間、保険金額等について申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに**応じた保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



安心を築く、優れた保障内容

特徴 1

●お手頃な掛金で死亡や不慮の事故による入院等を保障！

死亡・高度障害保険金	障害給付金	入院給付金
死亡・所定の高度障害状態になられたときに保険金をお支払いします。また、不慮の事故により死亡・所定の高度障害状態になられたときは、災害保険金・障害給付金を上乗せしてお支払いします。	不慮の事故により所定の障害状態になられたときにお支払いします。	不慮の事故により5日以上入院されたときにお支払いします。

特徴 2

●病気入院・事故通院のときは、「見舞金」をお支払いします！

病気入院見舞金	事故通院見舞金	※「見舞金」制度は、京都商工会議所独自の制度であり、生命保険ではありません。
病気の治療のため5日以上入院されたときにお支払いします。	不慮の事故により5日以上通院されたときにお支払いします。	

特徴 3

●業務上・業務外を問わず1日24時間、365日を保障します！

特徴 4

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還元します！

過去5年間の配当実績

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
掛金に対する配当金の還元率	約35.1%	約35.0%	約35.9%	約30.0%	約23.6%

当制度の過去5年間の配当実績は上表のとおりです。
・配当金をご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。
・配当金還元率とは、お払い込みいただいた掛金のうち、配当金として還元した割合を指します。

特徴 5

●掛金の負担は、会社負担・個人負担のどちらでも可能です！

特徴 6

●保険金・給付金は事業所（事業主）のお受取りが可能です！

特徴 7

●税法上の特典があります！

会社負担

法人事業所の場合

法人が役員・従業員のために負担した掛金（全員加入の場合）は全額損金に算入でき、その掛金は役員・従業員の所得税の対象となりません。（法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2、所得税基本通達36-31の2）

個人負担

個人事業主および従業員が自身のために負担した掛金は、配当金、制度運営費および災害保障特約分の保険料を差し引いた金額が一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）

個人事業所の場合

個人事業主が従業員（家族従業員を除く）のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象となりません。（昭和47年所得税個別通達直審3-7、所得税基本通達36-31の2）

- 死亡保険金・災害保険金は保険金受取人が本人の法定相続人のとき「500万円×法定相続人数」まで非課税です。（相続税法第3条、第12条）
- 被保険者が受け取る高度障害保険金・障害給付金・入院給付金は非課税です。（所得税法施行令第30条）
- 死亡保険金を遺族に「弔慰金」として支給する場合は次の範囲内まで非課税となります。（相続税基本通達3-20）
業務外死亡の場合：最終給与月額×6か月
業務上死亡の場合：最終給与月額×36か月
上記は2023年11月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には記載の内容と相違する場合があります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

ご契約に際してのご案内

加入資格

申込日現在、健康で正常に就業（勤務）されている京都商工会議所会員事業所（特定商工業者を含む）の事業主およびその役員・従業員（パート・アルバイトを含む）で、2024年6月1日現在満15歳以上70歳6か月以下の方。
※70歳6か月を超えて引き続き加入する場合は、更新時80歳6か月以下の方まで継続加入できます。
※ご加入（増口）の際、保険加入の同意確認のため、被保険者個々の記名・押印が必要です。
※ご加入後に加入資格を失われた場合は継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。
例1：会員事業所が京都商工会議所を退会された場合
例2：加入者が会員事業所を退職された場合
※本契約の諸手続きに際して、被保険者資格を確認するため、加入事業所から被保険者に対する報酬・賃金等の支払いを証明する書類等の提出をお願いする場合があります。

加入口数

（注）記載の年齢は更新時の保険年齢です。
●15歳～60歳 1口～15口・20口 加入口数は1人につき20口が限度です。
●61歳～70歳 1口～8口 加入口数は1人につき8口が限度です。
●71歳～75歳 1口～5口（継続加入の方のみ）
●76歳～80歳 1口（継続加入の方のみ）
※60歳まで9口以上既加入の方については、61歳の更新日に最高加入口数8口に自動減口させていただきます。
※70歳まで6口以上既加入の方については、71歳の更新日に最高加入口数5口に自動減口させていただきます。
※75歳まで2口以上既加入の方については、76歳の更新日に1口に自動減口させていただきます。更新時80歳以下まで継続加入できます。
※71歳以上の方の新規ご加入および増口はお取り扱いしておりません。

告知について

- 申込時の告知は被保険者本人が行ってください。
- 加入後発病された方は更新の際、前年度加入口数内であれば無条件で継続加入できます。

保険期間

保険期間は責任開始期（加入日）から2025年5月31日までで、脱退等のお申出がない限り、以後毎年6月1日に更新いたします。なお、更新時80歳6か月を超えた方は、本制度から自動的に脱退となります。

お申込みの締切日と責任開始期（加入日）

第53回（2024年度）は、2024年2月11日よりお申込みの受付を開始しております。
●2月11日から4月10日までにお申込みのあった分については6月1日から効力が発生します。
●以後は毎月10日にお申込みを締切ります。（10日が土日・祝日の場合、前日締切りとなります。）
●毎月10日までにお申込みのあった分については翌々月1日（中途加入日）から効力が発生します。
※初回掛金が口座振替不能となった場合には、契約は不成立となり改めてお申込みいただくこととなりますのでご注意ください。

掛金について

初回掛金のお払込み

●初回掛金は責任開始期（加入日）の前月23日にご指定の預金口座より振替させていただきます。ただし、23日が土日・祝日の場合、翌営業日に振替となります。
万一、口座振替が不能となった場合には、契約は不成立となり改めてお申込みいただくこととなりますのでご注意ください。

2回目以降のお払込み

●初回掛金の振替月の翌々月から、毎月23日にご指定の預金口座より振替させていただきます。
（初回掛金振替月の翌月の振替はありません。）
2回目以降の掛金が口座振替不能となった場合には、翌月に2か月分の振替をさせていただきます。
●翌月の2か月分の掛金が口座振替不能となった場合、個別入金はできませんので、振替不能月に遡って脱退となります。

保険金等の請求について

- ご加入者に万一のことがあったり、不慮の事故で傷害を受けたとき、または入院したときは京都商工会議所共済制度事務担当へご連絡ください。給付金の請求に必要な書類をお送りいたします。
- 「保険金・給付金」の受取人が法人（または事業主）の場合、「保険金・給付金」の請求に際して死亡の場合は被保険者の遺族（労働基準法施行規則第42条または第43条に定める遺族補償を受けるべき方）、高度障害および障害、入院の場合は被保険者の了知が必要です。（了知は、「保険金・給付金請求書」への記名・押印により行います。）

脱退手続き

ご加入されている方で、この制度から脱退される場合は、その都度所定の脱退申出書にて京都商工会議所共済制度事務担当へご連絡ください。（毎月20日までに当所へ着信したものについては、翌月から口座振替が停止されます。）
※脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

加入手続きと加入者証について

- この制度に加入されるときは法人・個人事業主が一括して所定申込書によりお申込みください。
- 増口は毎月お取扱いいたします。増口をご希望される方はお申込みの締切日と責任開始期（加入日）にあわせてお申込みください。
- 減口をされる場合は、原則として更新月をお願いいたします。
- ご加入者に対しては「加入者証」を発行し、加入月15日頃までに、事業主宛にご送付いたします。

⑦信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。

⑧個人情報の取り扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、京都商工会議所（以下、保険契約者）は、申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、保険契約者が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、保険契約者および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります、あるいは、再保険の取り扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

注:保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

⑨お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

■お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

■保険金・給付金のお支払いに関するお手続きについて

●保険金・給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

●お支払い事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。

●保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

【保険契約者連絡先】

京都商工会議所 会員部 共済・雇用労務支援課 075-341-9783

■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

【引受保険会社連絡先】

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

⑩生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お取り扱い金融機関

京都銀行	滋賀銀行	三菱UFJ銀行
京都中央信用金庫	関西みらい銀行	三井住友銀行
京都信用金庫	みずほ銀行	りそな銀行

※上記金融機関の口座がない場合はご相談ください。

引受保険会社（シェア順）

大樹生命保険株式会社	(67.52%)	(事務幹事)
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	(7.55%)	
大同生命保険株式会社	(5.92%)	
ジブラルタ生命保険株式会社	(5.38%)	
メットライフ生命保険株式会社	(2.34%)	
アクサ生命保険株式会社	(1.90%)	
SOMPOひまわり生命保険株式会社	(1.77%)	
日本生命保険相互会社	(1.74%)	
住友生命保険相互会社	(1.69%)	
富国生命保険相互会社	(1.51%)	
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	(1.33%)	
第一生命保険株式会社	(0.70%)	
明治安田生命保険相互会社	(0.65%)	

※上記引受保険会社は各ご加入者の加入額のうちそれぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は2023年12月1日現在のものであり、今後変更することがあります。

N-コンシェルジュ（大樹生命 企業保険商品付帯サービス）

「京商はんなり共済[®]」にご加入いただくとヘルスケアサポートを無料でご利用になれます！
お電話やメール、インターネットサービスでいつでもご相談いただけます。

<ヘルスケアサポート>

メンタルヘルスサポート	◆メンタルヘルス相談 ◆メンタルヘルスカウンセリング
健康管理・介護サポート	◆健康・介護相談 ◆医療機関・介護施設案内 ◆有料老人ホーム・健康サービスの取次ぎ ◆専門医相談・女性専用相談・管理栄養士相談・育児相談
ご遺族サポート	◆FP・税務相談 ◆遺族向けガイドブックのご提供

●記載の内容は2023年12月時点のものであり、今後予告なくサービスの内容を変更する場合や、サービスの提供を終了する場合があります。
●ヘルスケアサポートは、株式会社ライフケアパートナーズが提供する大樹生命対象商品のご契約者向け特典です。

京商はんなり共済[®] 加入者限定サービスの詳細など共済制度に関するお知らせは京都商工会議所のホームページをご覧ください。



●この制度は、京都商工会議所と生命保険会社との間で締結された災害保障特約付団体定期保険契約にもとづいて運営されており、当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載しております。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。ご不明な点があった場合は、下記へお問い合わせください。

(大樹-KB-2023-609)

この制度についての
お問い合わせは **京都商工会議所 会員部**

京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7F TEL 075-341-9784 (共済事務担当)

●このパンフレットをおとどけた担当者は…